

出産費・家族出産費の支給額等が変わります

平成21年10月1日より、出産費・家族出産費の支給額および事務取扱いが下記のとおり変更となりますのでお知らせします。

記

1. 支給額の増額

35万円 ⇒ 39万円

産科医療補償制度に加入する医療機関で在胎週数22週に達した日以後の出産の場合

38万円 ⇒ 42万円

2. 「直接支払制度」の施行

組合員の皆様が、出産を予定している医療機関と契約を交わすことにより、医療機関が組合員の皆様に代わり共済組合へ出産費の請求を行う制度で、この制度をご利用いただく場合は、出産費・家族出産費の支給額の範囲において組合員の皆様の窓口負担はなくなります。

※出産費用が支給額を下回る場合はその差額分を、「直接支払制度」を利用せず全額窓口負担した場合には、いままでどおり組合員の皆様が所属所を通じて共済組合に**出産費・家族出産費請求書**にて請求いただくこととなります。この場合、請求書に医療機関から交付される**合意文書の写し**および**領収・明細書の写し**を添付して下さい。

3. 受取代理制度（事前申請）の廃止

「直接支払制度」の施行に伴い、平成21年9月30日をもって受取代理制度（事前申請）が廃止となります。

なお、出産予定日が10月1日以降で、すでに事前申請されている方については、この申請により「直接支払制度」を利用することができますので医療機関にご確認願います。